

## 議案第 6 5 号

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。